

「総括原価方式」が、原子力発電所を産みだす経済的な基礎になっています。また、それが大手電力資本の腐敗・墮落の源泉にほかなりません。

文責 行岡 良治

一. はじめに

私は、昨（16）年7月4日、グリーンコープ共同体組織委員会主催の「平和学習会」で、『私の平和論』——資本と資本主義について」と題して、①資本は、約一万年、人間が農業を始めるために「共同体に備蓄した食糧」という形で発生・誕生している、②人間が、約一万年、農業を始めると同時に、「共同体」と資本が相互媒介的に展開する「共同体」の自己増殖運動、つまり、国家の自己増殖運動の展開が始まった、③ここに始まった「国家の自己増殖運動」は、資本はもとより、人間の社会も、人間の経済も、人間の「社会的生産力」も、そして、人間そのものも、国家の従属物に転じていった、④具体的には、王を「天」とし、奴隷を「地」とする差別的な身分制度が形成されていた、⑤そして、ここに展開された「国家の自己増殖運動」の頂点に、古代ギリシャや古代ローマ文明は位置している、旨をお話させていただきました。

私はまた、①こうした人間の歴史、つまり、「国家の自己増殖運動」の歴史を根本的に覆したものは、14世紀末に始まったルネッサンスであった、②このルネッサンスを貫いたものは「神の前に、人みな平等である」という観念であった、③そして、この観念が国家と社会を分化した、④その結果として、資本も、人間の社会も、人間の経済も、人間の「社会的生産力」も、そして、人間そのものも、国家から解放されることになった、⑤さらに、その結果として、「信用を媒介とする資本の自己増殖運動」（資本主義）と、資本主義と資本主義空間が相互媒介的に展開する「資本主義の自己増殖運動」が生まれ、そして、近代市民革命が産業革命に転移した、⑥その結果として、人間の生活も、そのあり方（奴隷→賃労働者→市民）も、大きく改善されてきた、⑦したがって、資本主義の発生・誕生そのものは、人間社会の「体制的な大きな進化」を意味するだけであり、資本主義そのものに罪はない、⑧残されている問題は、資本が引き続き社会を支配し、国家（政治）を牛耳っている、ということだけであると申しています。

私はさらに、マルクスがいう「革命」は、資本が引き続き社会を支配し、国家（政治）を牛耳っているということを理由に、ルネッサンス以来の人間解放の歴史を否定し、国家が再び資本を、社会を、人間の経済を、人間の「社会的生産力」を、そして、人間そのものを国家の従属化におき、ルネッサンス以前にこの世界を復古する、という主張にほかならないと申しました。

私は加えて、①資本は、国家主義者じゃなくて、社会主義者なんだ、②だから、資本は、政治（国家）が変わっても、本質的に困るものじゃないんだ、③だから、現代に生きる人間にとって、その主戦場は政治（国家）じゃなくて、社会なんだ、④市民が社会に進出し、社会の主人公になり、国家（政治）の主人公になることが求められているんだ、と申しています。

しかし、詳しくはこれからお話ししますが、九州電力・中国電力・関西電力などの大手電力会社、つまり、大手電力資本は「政治が変わっても、本質的に困るものじゃない」といった類（たぐい）の資本ではありません。彼らは、政治（国家）と結託し、政治（国家）の庇護下で、消費者・国民の上に胡坐（あぐら）をかき、原子力発電所を次々と造るなどという悪事を積み重ねつつ、その懐（ふところ）を肥やしてきた者たちです。ですから、彼らは中国の大手国有企業と本質的に変わらない者たちです。したがって、私たちは当面、①「政治が変わっても、本質的に困るものじゃない」という、本来的な資本とは協力しつつ、「政治（国家）と結託し、国家の庇護下で、消費者・国民の上に胡坐（あぐら）をかいている」という類の資本とは戦っていく、②その戦いの「緒戦」として、原発と「総括原価方式」に反対し、「原発フリー」の電気の共同購入を成功させていく、③また、その戦いをとおして、私たちを社会的な存在に転じていく、という方針を戦略的に採択すべきである、と考えます。

<補記> 原発と「総括原価方式」に反対し、「原発フリー」の電気の共同購入を成功させていくという戦いは、「私たちを社会的な存在に転じていく」戦いの、そのひとつにはほかなりません。つまり、申していることは決して、「一点突破」的な趣旨ではありません。

二．総括原価方式について

- (1) 先の戦争で、日本の生産設備の多くが灰燼に帰しました。その結果、終戦直後、人々は食糧不足に本当に苦しめられました。また、電気についても、停電が頻発し、苦しめられました。そのため、水・電気・ガスについては「総括原価方式」で、その生産を奨励・保護することになりました。また、米については、食糧管理制度下で、生産者米価が定められ、米の生産が奨励・保護されることになりました。
- (2) そして、ここでいう「総括原価方式」というのは、生産に必要な原価はすべて、その小売価格をとおして、回収できるようにする、というものです。そして、そうすることをとおして、水・電気・ガスの生産者の経営を保全・保護し、水・電気・ガスの生産を奨励・支援する、という制度です。そして、電気の場合、「生産に必要な原価」には当然、発電所の建設費用や送・配電施設の建設費用などが含まれますし、そればかりでなく、電力会社に内部留保されるべき剰余、あるいは、株主に支払う配当、さらに、銀行からの借入金の元利金や電力債の購入者（投資家）に支払う元利金などの原資として、「認可剰余」も含まれることになっています。加えて、「必要な原価はすべて、その小売価格をとおして、回収できるようにする」ために、水や電気やガスの地域独占販売体制が準備・構築されることになりました。
- (3) そして、電気の場合は、地域ごとに電気を独占販売する電力会社が作られ、消費者・国民はそこからしか電気を購入できない、ということになりました。つまり、電気を

独占販売する事業者は、それが誰であっても経営できる、つまり、経営の心配の必要がない制度が作られることになったわけです。

- (4) そして、こうした制度が作られることを正当・合理化した直接的な理屈は、「停電がなくなって、一番助かるのは消費者だ。だから、発電所などを建設するために必要な費用などは、受益者である消費者が負担すべきだ」というものでした。また、国民経済的な観点からは、「発電所や送・配電施設など、巨額の費用を要する施設の建設を必要とする電気事業は、中小の電気事業者が競合しつつ、これを担っていくという方式でなく、一定地域規模での独占事業としたうえで、これを『公明正大』な役所が管理・監督することによって、適正な利潤の範囲で、その事業の経営を保護する、という方式をとることが、結果としても、消費者に安価な電気を安定的に供給できるだけでなく、そうしなければ、電気の安定的な供給は確保できない」という理屈でした。
- (5) なるほど。理屈は確かに立派で、綺麗です。しかし、理屈がどれほど立派で、綺麗であっても、「誰であっても、経営できる」という制度が、電気という巨大事業に準備されれば、そこに腐敗と墮落が生じないはずがありません。それは、立派な中国共産党が中国に産み出した巨大国有企業が、中国にはびこる腐敗と墮落の源泉となっていることと、まったく同じです。
- (6) ですから、日本の電気の「総括原価方式」も当然、電気を巡るさまざまな腐敗と墮落の源泉になりました。そして、そうした腐敗と墮落のひとつとして、「総括原価方式」が産み出したものこそが多数の原子力発電所であり、その結果としての、あの福島原発事故にはかなりませでした。
- (7) したがって、「脱原発」の戦いはなによりも、その「源泉を断つ」という意味で「総括原価方式」を制度として廃止する、という点に重きをおくことになります。

三、「総括原価方式」は、日本の高度経済成長期、工業用・産業用電気の需要を賄うための日本政府の産業政策として、利用・活用されました。

- (1) 以下に、日本の電気の発電量と需要量の暦年推移（「暦年需給動態」）を示します。
 なお、供給予備力は「供給力－最大電力」で、供給割合は「供給力÷最大電力」で、予備力割合は「供給予備力÷最大電力」で計算されています。

	発電量	需要量	供給予備力	供給割合	予備力割合
65年	3,058－	2,636＝	422万kW	116%	16.0%
70年	4,914－	4,753＝	161万kW	103%	3.4%
75年	8,088－	7,106＝	982万kW	114%	13.8%
80年	10,737－	8,557＝	2,180万kW	125%	25.5%
85年	11,867－	10,737＝	1,136万kW	111%	10.6%
90年	14,590－	14,056＝	534万kW	104%	3.8%
95年	17,612－	16,529＝	1,083万kW	107%	6.6%
96年	18,060－	16,511＝	1,549万kW	109%	9.4%
97年	18,614－	16,414＝	2,200万kW	113%	13.4%
98年	19,141－	16,579＝	2,562万kW	115%	15.5%

99年	19, 318-16, 567=2, 751万kW	117%	16.6%
00年	19, 134-16, 982=2, 152万kW	113%	12.7%
01年	19, 111-17, 499=1, 612万kW	109%	9.2%
02年	19, 344-17, 392=1, 952万kW	111%	11.2%
03年	18, 890-16, 398=2, 491万kW	115%	15.2%
04年	19, 409-17, 182=2, 227万kW	113%	13.0%
05年	19, 372-17, 024=2, 348万kW	114%	13.8%
06年	19, 262-17, 022=2, 240万kW	113%	13.2%
07年	18, 858-17, 585=1, 273万kW	107%	7.2%
08年	19, 313-17, 521=1, 792万kW	110%	10.2%
09年	19, 540-15, 512=4, 028万kW	126%	26.0%
10年	19, 447-17, 429=2, 018万kW	112%	11.6%
11年	17, 151-15, 211=1, 940万kW	113%	12.8%
12年	17, 217-15, 273=1, 944万kW	113%	12.7%
13年	17, 366-15, 605=1, 761万kW	111%	11.2%
14年	17, 096-14, 585=2, 511万kW	117%	17.2%

(2) また、以下に、戦後の「日本経済の成長率の推移」を示します。

56 (昭和31) 年	6.8	
57 (昭和32) 年	8.1	
58 (昭和33) 年	6.6	
59 (昭和34) 年	11.2	
60 (昭和35) 年	12.0	
61 (昭和36) 年	11.7	
62 (昭和37) 年	7.5	
63 (昭和38) 年	10.4	
64 (昭和39) 年	9.5	56年～73年の平均 9.1%
65 (昭和40) 年	6.2	
66 (昭和41) 年	11.0	
67 (昭和42) 年	11.0	
68 (昭和43) 年	12.4	
69 (昭和44) 年	12.0	
70 (昭和45) 年	8.2	
71 (昭和46) 年	5.0	
72 (昭和47) 年	9.1	
73 (昭和48) 年	5.1	
74 (昭和49) 年	△ 0.5	
75 (昭和50) 年	4.0	
76 (昭和51) 年	3.8	

77	(昭和52)年		4.5	
78	(昭和53)年		5.4	
79	(昭和54)年		5.1	
80	(昭和55)年		2.6	
81	(昭和56)年		3.9	74年～90年の平均
82	(昭和57)年		3.1	4.2%
83	(昭和58)年		3.5	
84	(昭和59)年		4.8	
85	(昭和60)年		6.3	
86	(昭和61)年		1.9	
87	(昭和62)年		6.1	
88	(昭和63)年		6.4	
89	(平成1)年		4.6	
90	(平成2)年		6.2	
91	(平成3)年		2.3	
92	(平成4)年		0.7	
93	(平成5)年	△	0.5	
94	(平成6)年		1.5	
95	(平成7)年		2.7	
96	(平成8)年		2.7	
97	(平成9)年		0.1	
98	(平成10)年	△	1.5	
99	(平成11)年		0.5	
2000	(平成12)年		2.0	91年～15年の平均
01	(平成13)年	△	0.4	0.9%
02	(平成14)年		1.1	
03	(平成15)年		2.3	
04	(平成16)年		1.5	
05	(平成17)年		1.9	
06	(平成18)年		1.8	
07	(平成19)年		1.8	
08	(平成20)年	△	3.7	
09	(平成21)年	△	2.0	
10	(平成22)年		3.5	
11	(平成23)年		0.4	
12	(平成24)年		0.9	
13	(平成25)年		2.0	
14	(平成26)年	△	0.9	
15	(平成27)年		0.8	

(3) 戦後、日本の経済は目覚ましく復興し、1953（昭和28）年後半に、戦前の水準に復興します。

一) 振り返りますと、先の大戦は1945（昭和20）年8月に終わりました。そして、終戦から5年後の1950（昭和25）年6月に、不幸なことに朝鮮戦争が勃発します。ともなう、「朝鮮特需」が発生し、これ（朝鮮特需）が日本の戦後復興に大きく寄与しました。すなわち、日本経済は「朝鮮特需」によって、目覚しく復興していきました。具体的には、1953（昭和28）年後半に、日本経済は戦前の水準に復興しています。

ともなう、工業用・産業用の電気の需要が一気に増加を始めていきます。そして、その結果として、工業用・産業用電気の需要をまかなうために、1950（昭和25）年代には「家庭用の電気は夜間に停電させる」ということが頻繁に繰り返されました。

二) 日本経済は、ご承知のとおり、1956（昭和31）年から1973（昭和48）年までの18年間、平均して、年率9.1%以上の高度経済成長を続けました。ともなう、工業用・産業用の電気の需要が幾何級数的に増大していきました。ところが、この幾何級数的に増大する工業用・産業用電気の需要をまかなうための発電・送配電施設の建設・整備は、「停電がなくなって、その利益を享受するのは消費者・国民である」という理屈で、すなわち、「受益者負担の原則」の名の下に、消費者・国民の負担で進められ続けてきました。

三) ところで、「鉄道貨物輸送量（25%）、銀行融資残高（35%）、電力消費量（40%）」で構成される「李克強指数」と呼ばれる「指数」が存在することを知っていますか。これ（「李克強指数」）は、2010年にイギリスの「エコノミスト」誌によって名づけられた「指数」で、中国遼寧省の共産党委員会書記（トップ）であった李克強氏（2013年に首相に就任）が2007年、米国大使に「遼寧省の国内総生産（GDP）成長率などは信頼できません。私は、省の経済状況を見るために、省内の鉄道輸送量、銀行融資残高、電力消費量の推移を見ています」と語ったことに由来しています。つまり、電力消費量の推移と経済状況（経済の成長率）は裏表の関係にある、ということです。

四) ですから、1956（昭和31）年から1973（昭和48）年までの18年間、日本は、年率9.1%の高度経済成長を展開したのですから、工業用・産業用電気消費量もこの18年間、幾何級数的に増大していったはずで、特に、日本の経済が戦前の水準に復興を成し遂げた1953（昭和28）年以降、それは一気に増大を始めたはずで、

そして、上記の電気の「暦年需給動態」に見たとおり、幾何級数的に増大する工業用・産業用電気の需要をまかなってもなお、1965（昭和40）年の時点で、電気の予備力割合は16.0%に達しています。ですから、「停電がなくなって、一番助かるのは消費者だ。だから、発電所などを建設するために必要な費用などは、受益者である消費者が負担すべきだ」という理屈で導入された「総括原価方式」によって、日本は、高度経済成長にともなう、幾何級数的に増大する工業用・産業用電気を賄ったのです。

(4) 1990（平成2）年の初頭に、日本の＜不動産バブル＞が破裂します。ともなうて、日本経済は＜長期停滞期＞に陥っていきます。

一) 日本の経済成長率は、56年～73年の平均9.1%、74年～90年の平均4.2%、91年～15年の平均0.9%です。ですから、1990年に＜バブル＞が破裂して以降、日本の経済成長率は1%未満になっています。ともなうて、電気の需要もほとんど伸びを止めたはずでう。

二) にもかかわらず、九州電力・中国電力・関西電力などの大手電力会社は、電気の予備力割合が1990（平成2）年に3.8%にまで下落したことを奇貨として、原子力発電所の稼働などに一斉に動き出します。そして、その結果として、1997（平成9）年に再度、電気の予備力割合は10%を突破し、以降、電気の供給過多状況が安定的に継続して、今日にいたっています。

三) そして、それが可能だったのは、1990（平成2）年以降も、「総括原価方式」が維持・堅持され続けた、ということにあります。すなわち、電気の「総括原価方式」は、日本国政府の産業政策という意味合いさえ喪失したにもかかわらず、維持・継続され続けたのです。つまり、「総括原価方式」は、九州電力・中国電力・関西電力などの大手電力会社の経営保全それ自体を自己目的化するものに、その性格を純化しました。

三.「総括原価方式」は、九州電力・中国電力・関西電力などの大手電力会社の異様な経営管理方式を産み出し、「原子力発電は国民経済的にコストが安くつく」という虚言を産み出し、さらに日本に多数の原子力発電所を造らせ、日本国を滅亡させかねなかった2011（平成23）年3月の福島原発事故を生み出しました。

(1)「総括原価方式」は、大手電力各社の、子どもじみた、異様な経営管理方式を生み出し、「原子力発電は国民経済的にコストが安くつく」という虚言を生み出して来ました。

一) 私たちは今般、電気の小売事業への参入を準備する中で、九州電力・中国電力・開催電力などの大手電力会社が、電気を電源毎にコンピューターで管理し、①再生可能エネルギー（水力発電を含む）、②原発、③石炭火力、④LNGガス発電、⑤石油発電、⑥揚水発電、の順に電気を出荷していることを知りました。そして、そればかりでなく、この管理が電力会社の経営を左右する最重要案件のひとつとして、とても重視されていることを知りました。

二) 私たちはそして、その事実を知って、第一感、とても異様に感じました。何故なら、それはグリーンコープの場合であれば、仕入れた商品の「先入れ、先出し」を徹底する、というレベルの問題で、ごくごく当たり前のことに過ぎないからです。つまり、事業を経営するということは、そうした単純なことではなく、もっともっと総合的なものであるはずだからです。

すなわち、事業経営の最大の困難は、事業経営には一般に、どうしても設備投資が欠かせない、という点にあります。何故なら、事業の拡大にともない、どうしても施設・設備の拡大・整備が欠かせなくなるからです。そして、施設・設備を拡大・整備するためには、自己資金を計画的に内部留保しておくと同時に、それで足りない場合は、銀行などから資金の借入れを行わねばなりません。そして、銀行から

資金を借り入れて、設備投資するわけですが、施設・設備を拡大・整備したからといって、事業高が直ちに拡大するわけではありません。ですから、事業高がその設備投資に見合うほどに拡大・増加するまでの間、損益と資金繰りに本当に苦しまねばなりません。また、それ以前に、銀行がそもそも資金を貸付けをしてくれるのか、という問題が存在します。ところが、九州電力・中国電力・関西電力などの大手電力会社にとって、そうした苦労はまったく必要ない、ということなのです。

三) そればかりか、有価証券報告書によれば、九州電力の原子力発電所の建設費は、以下のとおり、予算はあってもないに等しい、という様子にあります。

① 玄海原子力発電所 1 号機

1971 年当初予算	416 億円	
74 年	516 億円	100 億円増

② 玄海原子力発電所 2 号機

1972 年当初予算	455 億円	
77 年	1,331 億円	876 億円増

③ 川内原子力発電所 1 号機

1975 年当初予算	1,750 億円	
83 年	2,815 億円	1,065 億円増

④ 川内原子力発電所 2 号機

1976 年当初予算	1,825 億円	
84 年	2,328 億円	503 億円増

⑤ 玄海原子力発電所 3 号機

1978 年当初予算	3,781 億円	
92 年	4,068 億円	287 億円増

⑥ 玄海原子力発電所 4 号機

1978 年当初予算	3,271 億円	
1994 年	3,273 億円	2 億円増

四) すなわち、玄海原子力発電所 4 号機（2 億円増）を除けば、原子力発電所の建設費は当初予算を大幅に超えており、玄海原子力発電所 2 号機の建設費に至っては当初予算のほぼ 3 倍、川内原子力発電所 1 号機の建設費についても、当初予算よりも 1,065 億円もオーバーしています。ですから、こうしたことがもし民間企業で発生すれば、事業計画・予算が破綻し、その企業の経営が傾くような事態といわねばなりません。ところが、何の問題もなかったかのように、かかった費用は電気代に上乗せさせられて、消費者・国民が負担してきたのです。

五) その上、私たちはこれまで、太陽光などの再生可能エネルギーは「原価が高い」と聞かされてきました。例えば、九州電力の「お客様係り」は、グリーンコープの高齢の組合員さんの「何故、こんなに電気代は高いのか」という問い合わせに、「グリーンコープさんなどが、太陽光発電などの再生可能エネルギーを増やすように呼びかけているため、『再生可能エネルギー賦課金』が大きくかさんでいるためです」と説明しています。

六) ところが、「高い」はずの再生可能エネルギーが、九州電力・中国電力・関西電力

などの大手電力会社にとって、コスト（稼働費）が「一番安い」電源と位置づけられ、真っ先に出荷されるべき電気として取り扱われています。これは一体、何を意味しているのでしょうか。

七) その一方で、私たちはこれまで、原子力発電所で発電された電気が「コスト的に一番安い」と聞かされてきました。しかし、一見しただけで、原子力発電所は本当に巨大です。また、その設備費用にも巨額を要しているはずです。さらに、使用済み核燃料は、10万年もの長い間、安全に保管する必要がある、と聞いています。とすれば、使用済み核燃料の処理費用は天文学的に膨張するはずです。加えて、廃炉費用にも巨額を要する、と聞いています。私たちはですから、電気に関して本当に素人にすぎませんが、原発で発電された電気が「安い」はずがない、と強く感じてきました。

にもかかわらず、九州電力・中国電力・関西電力などの大手電力会社は、事実という意味で、原子力発電所で発電された電気を「コスト的に一番安い」電気として、真っ先に出荷しています。これは一体、何を意味しているのでしょうか。

八) そこで、今回、その理由を詳しく調べてみました。その結果、この間、大手電力会社あるいは経済産業省などを中心に展開されてきた「高い」あるいは「安い」という論議が、国民経済的な観点から論議されてきたのではなく、それは大手電力会社の利益という観点だけで、論議されてきたものであったことが分かりました。

具体的には、それは、固定費をまったく無視し、稼働費だけを比較し、「高い」あるいは「安い」ということを論議しているものに過ぎませんでした。具体的に申しますと、太陽光などの再生可能エネルギーについては、電気を使用している消費者が電気代の一部として、再生可能エネルギーの「高い」固定費、つまり、太陽光パネルや風車などの設備費（固定費）を「再生可能エネルギー賦課金」という名目で、負担しています。ですから、大手電力会社は、再生可能エネルギーの「高い」固定費（太陽光パネルや風車などの設備費）を費用として、まったく考慮する必要がないのです。そして、燃料代などの稼働費という意味では、太陽光も風も燃料代という意味では「ただ」（ゼロ）ですから、太陽光などの再生可能エネルギーで発電された電気は、大手電力会社にとって、「一番安い」電源ということになるのです。

同様に、原発で発電された電気が「安い」というのも、固定費を無視すれば、ウランを燃料とする原発の発電コストは、石炭やLNGガス、あるいは、石油を燃料とするものよりも「安い」ということになります。つまり、「総括原価方式」によって、原子力発電所を建設するための広大な用地の取得費用、巨大な原子力発電所の建設費用、巨額の原子力発電所の設備費用などの固定費は「受益者」とされている消費者・国民が電気代（規制料金）の一部として、無条件に負担させられています。ですから、大手電力会社は、そうした固定費をコストとして無視し、原発で発電された電気は「安い」と主張してきたのです。

九) つまり、大手電力会社にとって、再生可能エネルギーや原発で発電された電気が「安い」のは、太陽光や風（自然エネルギー）やウランの燃料代が、石炭やLNGガスや石油などの燃料代と比べて安い、ということの意味しているだけなのです。ですから、大手電力会社にとって、再生可能エネルギーや原発で発電された電気が

「安い」というのは、固定費を含めた全ての必要経費を計算した上での比較、を決して意味していないのです。

十) なるほど、再生可能エネルギーにとって、その高い固定費（太陽光パネルや風車などの設備費）は「再生可能エネルギー賦課金」という形で、消費者・国民が無条件に負担しています。ですから、稼働費だけを比較すれば、つまり、再生可能エネルギー（太陽光や風力）は燃料代という意味では「ただ」（ゼロ）ですから、他の燃料と比べれば確かに「安い」はずです。また、「総括原価方式」によって、原子力発電所を建設するための広大な用地の取得費用、巨大な原子力発電所の建設費用、そして、巨額の原子力発電所の設備費用などが、電気代（規制料金）の一部として消費者・国民が無条件に負担させられていますから、燃料代だけの比較で言えば、ウランは石炭やLNGガスや石油などよりも安いからです、稼働費だけを比較すれば、原発で発電した電気も確かに「安い」はずです。

十一) そして、こうした根拠薄弱な事実に基づき、「原子力発電は国民経済的に、コストが安くつく」という虚言が生まれ、広く国民に流布されてきたのです。つまり、「総括原価方式」こそが、こうした虚言を生み、流布させてきた元凶なのです。また、「総括原価方式」こそが、電気を電源毎にコンピューターで管理し、「高い」はずの再生可能エネルギーを真っ先に出荷する、という異様な経営管理方式を大手電力会社に採用させてきた元凶なのです。

十二) そればかりか、「総括原価方式」は、原子力発電の場合、原子力発電所を建設するための広大な用地の取得費用、巨大な原子力発電所の建設費用、そして、巨額の原子力発電所の設備費用などだけでなく、原発の立地自治体に支払う協力金、放射性廃棄物の処理費用、原発事故発生時に被災者に支払う補償金、廃炉費用、さらに、再稼働に必要な原子力発電所の改修費用など、原子力発電所の建設にともなうありとあらゆる費用について、電気代（規制料金）をとおして、消費者・国民に「受益者」として、無条件に負担させることにしています。すなわち、私たち・消費者・国民が毎月支払っている電気代は、明細は見えないものの、原発立地自治体に支払われている協力金や、放射性廃棄物の処理費用、そして、東京電力が福島原発事故の被災者に支払っている補償金、廃炉費用、さらには、再稼働に必要な設備投資資金までが含まれているのです。本当に理不尽なことというほかはありません。

(2) 「総括原価方式」はそればかりでなく、日本全国各地に51基の原子力発電所を次々と建設させ、日本をいよいよ電力供給能力過多の国に変貌させていきました。

一) 上述しましたとおり、「総括原価方式」は、大手電力会社を必然的に、経営努力の必要がない会社に形作っていきました。何故なら、大手電力会社は、地域独占が許されており、かつ、その巨額の設備投資費用を無条件で、消費者・国民に転嫁することが許されており、さらに、消費者・国民は電気の使用を断念しない限り、これの転嫁を受け入れるほかはなかったからです。すなわち、大手電力会社の経営は、電気を電源毎にコンピューターで管理し、「発生するコスト（稼働費）が安い」順に発電を行い、出荷すれば、こと足りるものだったからです。

二) 加えて、「総括原価方式」においては、大手電力会社の利益（認可利潤）は、電力会社が投下した資本額に、適正利潤率（3～5%）を乗じて計算し、これを保証す

る、というものでした。したがって、大手電力会社はその利益を最大化しようと考えれば、投下資本額を最大化すれば良いことになります。そして、ご承知のとおり、大手電力会社は、営利企業（株式会社）ですから、株主に最大の剰余を還元することが企業としての、その使命にほかなりません。ですから、大手電力会社は当然、投下資本額を最大化しようとするようになります。そして、大手電力会社が投下資本額を最大化しようとする場合、格好の投資対象は原子力発電所ということになります。何故なら、原子力発電所の建設には、必ず巨額の投資が必要とされるからです。その結果、日本全国各地に、51基の原子力発電所が次々と建設されていくことになりました。

三) 以下に、日本に設置・建設されている原子力発電所の設置者、発電所の名称、出力を、運転開始日の順に示します。また、運転開始日を、60年代・70年代・80年代・90年代ごとに区分し、出力合計を示します。

設置者	発電所の名称	運転開始日	出力（万kW）
日本原発	東海	66・07・25	16.6
60年代小計	1基		16.6
日本原発	敦賀1号	70・03・14	35.7
関西電力	美浜1号	70・11・28	34.0
東京電力	福島第一1号	71・03・26	46.0
関西電力	美浜2号	72・07・25	50.0
中国電力	島根1号	74・03・29	46.0
東京電力	福島第一2号	74・07・18	78.4
関西電力	高浜1号	74・11・14	82.6
九州電力	玄海1号	75・10・15	55.9
関西電力	高浜2号	75・11・14	82.6
中部電力	浜岡1号	76・03・17	54.0
東京電力	福島第一3号	76・03・27	78.4
関西電力	美浜3号	76・12・01	82.6
四国電力	伊方1号	77・09・30	56.6
東京電力	福島第一5号	78・04・18	78.4
東京電力	福島第一4号	78・10・12	78.4
日本原発	東海大二	78・11・28	110.0
中部電力	浜岡2号	78・11・29	84.0
関西電力	大飯1号	79・03・27	117.5
東京電力	福島第一6号	79・10・24	110.0
関西電力	大飯2号	79・12・05	117.5
70年代小計	20基		1,478.6

九州電力	玄海 2 号	8 1 ・ 0 3 ・ 3 0	5 5 . 9
四国電力	伊方 2 号	8 2 ・ 0 3 ・ 1 9	5 6 . 6
東京電力	福島第二 1 号	8 2 ・ 0 4 ・ 2 0	1 1 0 . 0
東京電力	福島第二 2 号	8 4 ・ 0 2 ・ 0 3	1 1 0 . 0
東北電力	女川 1 号	8 4 ・ 0 6 ・ 0 1	5 2 . 4
九州電力	川内 1 号	8 4 ・ 0 7 ・ 0 4	8 9 . 0
関西電力	高浜 3 号	8 5 ・ 0 1 ・ 1 7	8 7 . 0
関西電力	高浜 4 号	8 5 ・ 0 6 ・ 0 5	8 7 . 0
東京電力	福島第二 3 号	8 5 ・ 0 6 ・ 2 1	1 1 0 . 0
東京電力	柏崎刈羽 1 号	8 5 ・ 0 9 ・ 1 8	1 1 0 . 0
九州電力	川内 2 号	8 5 ・ 1 1 ・ 2 8	8 9 . 0
日本原発	敦賀 2 号	8 7 ・ 0 2 ・ 1 7	1 1 6 . 0
東京電力	福島第二 4 号	8 7 ・ 0 8 ・ 2 5	1 1 0 . 0
中部電力	浜岡 3 号	8 7 ・ 0 8 ・ 2 8	1 1 0 . 0
中国電力	島根 2 号	8 9 ・ 0 2 ・ 1 0	8 2 . 0
北海道電力	泊 1 号	8 9 ・ 0 6 ・ 2 2	5 7 . 9
8 0 年代小計 1 6 基			1 , 4 3 2 . 8
東京電力	柏崎刈羽 5 号	9 0 ・ 0 4 ・ 1 0	1 1 0 . 0
東京電力	柏崎刈羽 2 号	9 0 ・ 0 9 ・ 2 8	1 1 0 . 0
北海道電力	泊 2 号	9 1 ・ 0 4 ・ 1 2	5 7 . 9
関西電力	大飯 3 号	9 1 ・ 1 2 ・ 1 8	1 1 8 . 0
関西電力	大飯 4 号	9 3 ・ 0 2 ・ 0 2	1 1 8 . 0
北陸電力	士賀 1 号	9 3 ・ 0 7 ・ 3 0	5 4 . 0
東京電力	柏崎刈羽 3 号	9 3 ・ 0 8 ・ 1 1	1 1 0 . 0
中部電力	浜岡 4 号	9 3 ・ 0 9 ・ 0 3	1 1 3 . 7
九州電力	玄海 3 号	9 4 ・ 0 3 ・ 1 8	1 1 8 . 0
東京電力	柏崎刈羽 4 号	9 4 ・ 0 8 ・ 1 1	1 1 0 . 0
四国電力	伊方 3 号	9 4 ・ 1 2 ・ 1 5	8 9 . 0
東北電力	女川 2 号	9 5 ・ 0 7 ・ 2 8	8 2 . 5
東京電力	柏崎刈羽 6 号	9 6 ・ 1 1 ・ 0 7	1 3 5 . 6
東京電力	柏崎刈羽 7 号	9 7 ・ 0 7 ・ 0 2	1 3 5 . 6
9 0 年代小計 1 4 基			1 , 4 6 2 . 3
合計 5 1 基			4 , 3 9 0 . 3

四) 以上に示したとおり、日本の原子力発電所という意味では、60年代に1基・16.6万kWが、70年代に20基・1,478.6万kWが、80年代に16基・1,432.8万kWが、90年代に14基・1,462.3万kWが、合計51基・4,390.3万kWが、その運転を開始しています。

五) フリー百科辞典ウィキペディアが「日本の原子力発電は、工業用・産業用電源を安価に安定的に供給することを目的として導入された」と説明していることに端的に示されているとおり、上に示した日本の原子力発電所51基は「工業用・産業用電源を安価に安定的に供給することを目的」として建設され、運転を開始したことは明らかなです。

そして、その結果として、人工衛星から地球の夜の部分を見ると、一番明るいのは日本である、ということになりました。すなわち、大手電力会社が原子力発電所で夜間に発電された電気を消費者・国民に過剰に消費させるために、夜間電気を極めて安く販売したり、「オール電化」を推奨してきた結果として、日本は世界中で一番電気を消費・浪費する国になったのです。

六) そして、日本がこのように電気供給過多、かつ、電気消費過多の国になったという事実は、2011年3月の福島原発事故の後、日本中の原子力発電所がその稼働を停止したにもかかわらず、電気が不足することがなかった、という事実がそのことを雄弁に物語っています。さらに、2016年現在、日本で再稼働している原子力発電所は、九州電力の川内原子力発電所の1・2号機の二つしかないにもかかわらず、電気はまったく不足していないという事実が、そのことを雄弁に物語っています。

四. 「総括原価方式」は、その結果として、日本国を滅亡させかねなかった2011年3月の福島原発事故を生み出しました。

(1) 2011年3月11日、東日本を巨大地震が襲いました。

今から5年前の、2011年3月11日、東日本を巨大地震が襲いました。また、この地震にともなう巨大津波は、東日本の村を、町を、都市を襲い、村と町と都市を一瞬にして、海水で覆い尽くしました。そして、海水が引いたあとには、広大な廃墟が残されました。この地震と津波で亡くなられた方は1万5,894人、行方不明の方は2,561人にのぼっています。つまり、この地震と津波で、1万8,455人の人がなくなりました。

(2) ともなう、東京電力福島第一原子力発電所で1号機、2号機、3号機がメルトダウン（炉心熔融）しました。

しかし、東日本の人びとを襲った不幸は、これだけで終わりませんでした。巨大地震にともなう巨大津波は、東京電力福島第一原子力発電所と同第二原子力発電所を襲い、その電源のすべてを奪いました。そして、福島第二原子力発電所は東京電力や下請企業の社員たちの文字どおりの懸命の努力の結果、なんとか炉心熔融（メルトダウン）を免（まぬが）れることができました。しかし、福島第一原子力発電所はその一号機、三号機、二号機の順で、原子炉が炉心熔融（メルトダウン）し、大量かつ超高濃度の放射性物質を、環境中に放出することになりました。そしてその結果、福島県を中心に、東日本に住む人びとはいまだに地震と津波の後遺症、そして、深刻な放射線被曝に苦しんでいます。特に、福島県では、いまだに10万人もの人びとが故郷（ふるさと）を追われ、故郷から遠く離れた生活を余儀なくされています。

(3) しかし、あのメルtdown（炉心熔融）は、東日本を人が住めない地域にしてしまう可能性さえあった深刻な事故でした。

ところが、あれから6年近くが経過し、あの原発事故によって、東日本には誰も人が住めなくなっていた恐れがあった、という衝撃的な事実が明らかになりました。すなわち、NHKの報道（「NHKスペシャル『実録 福島第一原発 運命の88時間』」）によりますと、福島第一原子力発電所の二号機は、ベント（ガス抜き）が最終的にもできなかったため、3月15日の午前5時頃、原子炉格納容器内のガス圧が750キロパスカル（通常の7.5倍）にまで上昇し、そのままでは格納容器がガス圧で爆発する、ということに覚悟しなければならなくなっていたのだそうです。そのため、福島第一原子力発電所の吉田所長（故人）はその時、東日本には誰も人が住めなくなる、ということに覚悟したのだそうです。何故なら、二号機の原子炉格納容器がもし爆発すれば、爆発で破壊された格納容器から超高濃度の放射性物質が大量に放出され、放出された放射性物質が放つ強烈な放射線によって、福島第一原子力発電所はもとより、福島第二原子力発電所からも、人間はすべて退避せざるを得なくなるからです。そしてそうなれば、人間のコントロールから離れた福島第一および第二原子力発電所に存在する核燃料はすべて、炉心熔融（メルtdown）し、すべての原子炉が破壊され、破壊された原子炉から放出される大量で超高濃度の放射性物質と、それが放つ強烈な放射線によって、東日本には誰も人が住めなくなってしまうからです。

しかし幸いなことに、3月15日午前6時14分頃、二号機の原子炉格納容器の一部が壊れ、そこからガスが漏れ出ることになりました。そして、このガス漏れにともない、原子炉格納容器から一時的に超高濃度の放射性物質が大量に放出され、人間は福島第一原子力発電所から一時、退避せねばなりませんでした。この時、原子炉建屋から1キロメートル離れた福島原発正門付近で、1万1,930マイクロシーベルトという、すさまじい量の放射線が計測されています。原子炉建屋から1キロメートルも離れているのに、これほどの放射線が計測されたのです。しかし、そのお陰で、原子炉格納容器は爆発することがありませんでした。そして、その結果として、一時的に退避していた人間が第一原子力発電所に戻ることができることになりました。そして、現在に至っているのです。

ガス漏れした原因は、いまだに「不明」ということですが、3月15日午前6時14分頃、四号機が水素爆発を起こしています。ですから、格納容器内に充満していた爆発的なガス圧と、この水素爆発の衝撃をうけて、二号機の原子炉格納容器の一部がどうやら壊れたようなのです。そして、その結果として、原子炉格納容器の爆発は回避されたようなのです。ですから、もし四号機で水素爆発が起これなければ、二号機の原子炉格納容器がガス圧で爆発し、東日本には誰も人が住めなくなっていた可能性が高いのです。そして、もしそうになっていたとすれば、福島原子力発電所から放出される大量で超高濃度の放射性物質、特に、それが放つ強烈な放射線に被曝し、夥（おびただ）しい人命が深刻な危険にさらされていたはずなのです。

(4) 東北6県に住む人の人口は900万人におよびます。そして、東北6県がもし人が住めない地域になるとすれば、当然、埼玉・栃木・茨城・群馬・千葉、そして東京も、

放射線被曝を心配せずに、人が住める地域でなくなっているはずですが。

つまり、あの福島原発事故は、東日本の900万もの人々の生命（いのち）を深刻な危険にさらしていたはずなのです。そして、東日本、つまり、東北6県がもし人が住めない地域になっていたとすれば、当然、埼玉、栃木、茨城、群馬、千葉、そして東京に住む人々も、深刻な放射線被曝にさらされることになります。ですから、国土という意味で申せば、あの福島原発事故は、日本国の東半分を失わせる危険を孕んでいたのです。

にもかかわらず、日本国政府と大手電力会社は、そんなことはなかったかのように涼しい顔をして、原発の再稼動を進めています。本当にひどいことです。

五. 大手電力会社、例えば九州電力は、「総括原価方式」に守られて、以下のとおり、九州電力管内の消費者・国民から、人件費や燃料代などの物件費を除いて、24兆4,446億円もの莫大なお金を掠め取ってきたのです。

- (1) 私は、終戦直後、人々が停電に困っていた時代、水・電気・ガスに「総括原価方式」が適用され、その生産が奨励・保護されたこと自体は、適切・妥当なものがあったと考えます。しかし、日本の経済は、1953（昭和28）年後半には戦前の水準に復興しているのです。ですから、この時点で「総括原価方式」は本来、水・電気・ガスなどの事業に適用することは廃止されておくべきだった、と思います。そして、電気の地域独占も廃止し、それを希望するあらゆる資本に、電気事業への新規参入を認めるべきだったのです。そして、そうしておけば、一気に幾何級数的に増大していく日本の工業用・産業用電気の需要の増大に向かって、あまたの資本が投入・投下され、日本の高度経済成長に歩調を合わせて、日本の電気の生産と供給能力はダイナミックに成長し、その結果として、電力業界も大いに健康に発展していたはずなのです。また、ともなって、工業用・産業用電気の生産と供給が、需要に対して不足するような事態も、決して生じなかったはずなのです。何故なら、需要が旺盛であれば、資本は貪欲ですから、投資を惜しむことはないからです。

ですから、電気の需要が停滞する今になって、ようやく電気の自由化を行うというのは、国の産業政策という意味では「愚の骨頂」とさえいえることです。

- (2) そして、1965（昭和40）年の時点で、予備力割合は16.0%に達しています。つまり、1965（昭和40）年の時点で、電気は過剰になっています。ですから、100歩譲っても、遅くとも1965（昭和40）年時点で、「総括原価方式」は廃止されておかねばならなかった、と私は考えます。

- (3) したがって、1965（昭和40）年時点で、「総括原価方式」が廃止されなかった結果として、九州電力が九州電力管内の消費者・国民からどれだけのお金を掠（かす）め取ることになっているのか、を九州電力の有価証券報告書に基づき、計算しました。その結果は、以下のとおりです。

一）九州電力の1965（昭和40）年期首の資産総額は、2,241億9,700万円でした。そして、九州電力の2015年（平成27）年期末の資産総額は、3兆7,184億900万円です。ですから、九州電力は、1965（昭和40）年期首から2015年（平成27）年期末の期間に、その資産を3兆4,942億1,

200万円も増加させています。

二) 加えて、九州電力は、1965（昭和40）年期首から2015年（平成27）年期末の期間に6兆4,125億1,800万円の減価償却を行っています。ですから、九州電力は、その資産を増加させるために、1990（平成2）年期首から2015年（平成27）年期末の期間に、九州電力管内の消費者・国民から、9兆9,067億3,000万円の金員を掠め取っていることになります。

三) そればかりでなく、九州電力は、1965（昭和40）年期首から2015年（平成27）年期末の期間に、その株主に5,833億2,500万円を配当として、利益還元しています。

四) さらに、九州電力は、1965（昭和40）年期首から2015年（平成27）年期末の期間に、銀行に借入金の元金4兆2,079億7,200万円、その利子3兆6,378億3,500万円、元利金合計で7兆8,458億700万円を返済しています。

五) 加えて、九州電力は、1965（昭和40）年期首から2015年（平成27）年期末の期間に、投資家に電力債の元利金合計で6兆1,104億800万円を償還しています。

六) したがって、九州電力は、1965（昭和40）年期首から2015年（平成27）年期末の期間に、九州電力管内の消費者・国民から、人件費や燃料代などの物件費を除いて、24兆4,496億2,700万円という膨大なお金を掠め取り、その内の9兆9,067億3,000万円で、九州電力の資産を膨張させ、5,833億2,500万円を、九州電力の株主に利益配分し、3兆6,378億3,500万円を銀行に利子として配分し、また、投資家に金額は不分明ですが、多額の利子を配分しているのです。

＜補記＞ 私たちが入手した有価証券報告書には、電力債（社債）の元金と利子の区別が表示されていません。元利金の合計額は、上述したとおり、6兆1,104億800万円です。

七) そして、九州電力が人件費や燃料代などの物件費を除いて、24兆4,496億2,700万円という膨大なお金を、九州電力管内の消費者・国民から掠め取ることが出来たのは、「停電がなくなって、その利益を享受するものは消費者・国民である」という理由によります。不当、この上ないことというべきでないでしょうか。

六. 日本国政府はそればかりか、いったん決定した「電気の自由化」を骨抜きにし、「総括原価方式」をゾンビのように生き残らせるために、新電力が大手電力に支払う電線使用量（託送料金）に「電源開発促進税」や「使用済燃料再処理等既発電費」を賦課させることにしました。

(1) 「電源開発促進税」は、1974（昭和49）年制定された『電源開発促進税法』で決められた税金です。法第一条に課税目的として「原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置並びにこれらの発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれらの発電施設による電気の供給の円滑化を図る等のための措置に要する費用に充てるため、一般送配電事業者の

販売電気には、この法律により、電源開発促進税を課する」とあります。

そして、この法律にかかわる政令をどうやら変更し、新電力が大手電力に支払う電線使用量（託送料金）に電源開発促進税を賦課することになっているようです。

(2) 「使用済燃料再処理等既発電費」は、1981（昭和56）年に使用済燃料再処理引当金制度が始まって、1986（昭和61）年から電気料金の中に含まれるようになったようです。2005（平成17）年に『原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立及び管理に関する法律』が制定され、2006（平成18）年から使用済燃料再処理等引当金が電気料金に含まれるように変わったこと。あわせて、「過去にこうした積立がされていなかった分」について、「使用済燃料再処理等既発電費」という名目で、電気料金に含まれるようになったようです。うけて、この法律にかかわる政令をどうやら変更し、新電力が大手電力に支払う電線使用量（託送料金）に「使用済燃料再処理等既発電費」を賦課することになっているようです。

(3) さらに、福島第一原子力発電所の事故にともなう、①その被害者に支払われる賠償金、②事故原発の廃炉費用なども、政令を変更し、新電力が大手電力に支払う電線使用量（託送料金）に賦課する、という動きが急ピッチで進められています。

(4) しかし、「過去に原子力発電所で発電された電気を使用していた」ということを理由に、①福島原発事故の被害者に支払われる賠償金、②福島の事故原発の廃炉費用などを電線使用量（託送料金）に賦課する、という形で、「原発フリー」の電気の共同購入を進めようとしている私たちに対して、その費用を賦課させるということは果たして、正当といえるでしょうか。

私たちは、電気の使用を断念しない限り、「原子力発電所で発電された電気」を使用する以外に、選択肢はなかったのです。すなわち、私たちは選択肢があったにもかかわらず、「原子力発電所で発電された電気」を使用してきたわけでないのです。しかも、選択肢が出来ると同時に、苦労しながら、「原発フリー」の電気の共同購入を進めているのです。そうした私たちに「過去に原子力発電所で発電された電気を使用していた」ということを理由に、①福島原発事故の被害者に支払われる賠償金、②福島の事故原発の廃炉費用などを、電線使用量（託送料金）に賦課する、という形で、原子力発電にともなう費用を賦課させる、ということが果たして、正当といえるでしょうか。

(5) また、これだけ広く、つまり、事実上、全国民から徴収するものですから、これはある種、税に等しいものです。しかし、憲法第84条（課税）は、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と規定しています。にもかかわらず、こうしたことを政令を変更する、という手続きで行おうとすることが果たして可能なのでしょうか。

(6) 現在、弁護士などの法律家を含めて、訴訟が可能かどうか、ということを真剣に検討しています。そして、何とか道を見出したいと考えています。頑張りましょう。

以上